

【台湾】軍事營区安全維持条例の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2024 年 1 月、軍事施設等の区域内での撮影、偵察等を規制する法律が制定され、2025 年 7 月、同区域での活動許可、兵士等による安全検査、拘束措置等に係る関係規則も整備された。

1 背景と経緯

台湾では、民間人により軍事營区¹の軍用機等が日常的に撮影され²、2022 年には、軍事營区にドローンが侵入し、撮影された動画が中国の SNS に公開される³等の事案が発生している。軍事營区の安全管理については、これまで法律がなく、規則等で定められていたが、その保護を法律で定め、併せてドローンの侵入等に対処し、処罰するため、2023 年 12 月 18 日、軍事營区安全維持条例⁴が立法院で可決、2024 年 1 月 3 日に公布され、2025 年 8 月 1 日に施行された。

また、関係規則（本条例で定める①軍事營区内での撮影等の活動許可、②安全検査・強制退去、③拘束措置に関する規則⁵等）も同年 7 月 30 日に制定され、同年 8 月 1 日に施行された。

2 軍事營区安全維持条例

本条例は、全 25 か条から成る。軍事機関は、軍事營区（以下「營区」）の重要な場所に哨（しょう）戒所等を設置でき（第 4 条）、当該機関の許可なく、營区内への立入り、撮影機材、武器弾薬等の持込み、測量、撮影、描画、文字記録等の行為をしてはならない（第 6 条第 1 項）。

營区への立入りの申請者に対し、哨戒兵は安全検査を行うことができる。検査を拒否し、又は検査の結果、軍事機関の管理規定に該当しない者には、立入りを拒否しなければならない。營区の安全を損なう危険がある場合、強制退去を実施することができる（第 7 条第 1 項）。

軍事機関の成員は、營区内で自傷、暴力等の行為があった者には、危険回避等のため、拘束措置を執ることができる（第 8 条第 1 項）。被拘束者は、不服申立てができる（第 9 条）。

指揮官、哨戒兵等は、ドローン飛来等の状況が発生した場合、武器を使用できる（第 10 条）。武器使用の前に警告を行わなければならない（第 11 条）。武器使用により死傷者が出た場合、調査チームが検証等を行う（第 12 条）。安全検査、武器使用等により損害等を受けた者は、補償を求めることができる⁶（第 15 条）。そのほか、重要軍事施設及びその通信システムの機能

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。台湾の法令の原文は、全国法規データベース（「全國法規資料庫」<<https://law.moj.gov.tw/>>）から閲覧した。

¹ 軍事營区安全維持条例第 3 条では、重要な軍事施設又は軍事機関の所在地等をいうと定める。軍事機関とは、国防部（部は日本の省に相当）並びにその所属の機関、部隊及び学校等をいうと定める。

² 「軍事迷架梯攀牆拍攝軍機 警方僅能勸離」公視新聞網 2022.7.27. <<https://news.pts.org.tw/article/592206>>

³ 鍾志東「中共無人機侵擾外島營區警訊不容小覷」『國防安全雙週報』第 62 期, 2022.9, pp.1-6. <<https://indsr.org.tw/r-espublicationcon?uid=12&resid=1912&pid=3403>>

⁴ 「軍事營區安全維護條例」總統華總一義字第 11200115261 号。なお、台湾の「条例」は、「法」に比べてより限定的又は特殊な対象を扱う法律の名称である。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社, 2016, pp.30-31.

⁵ ①「軍事機關辦理軍事營區安全維護條例第六條第一項許可事項辦法」国防部国規委会字第 1140215401 号; ②「軍事營區安全檢查強制驅離實施辦法」国防部国規委会字第 1140215395 号; ③「軍事營區安全管束實施辦法」国防部国規委会字第 1140215398 号。それぞれ本条例の第 6 条～第 8 条に基づき制定。各規則の概要は、3(1)～(3)を参照。

⁶ 補償に関する規則（「軍事機關執行軍事營區安全勤務事件補償辦法」2025 年 7 月 29 日公布、同年 8 月 1 日施行。国防部国規委会字第 1140214215 号）では、損害程度に応じた補償額の基準（第 6 条）、請求を受理する機関の義務（第 8 条ほか）等を定める。

に損害を与え（第 17 条、第 18 条）、許可なく測量、撮影等を行った場合（第 19 条）等の罰則が定められた。

3 関係規則

(1) 軍事機関による本条例第 6 条第 1 項の許可事項の処理に係る規則

全 11 か条から成る。本条例第 6 条第 1 項に関する次の規定を定める。営区に立ち入る者は、軍事機関に申請書を提出し、同項に定める機材、武器弾薬等の持込みを申請する者は、その名称を申請書に記載し（第 2 条）、営区内での同項に定める測量、撮影等の行為を行う者は、その目的及び範囲を申請書に記載しなければならない。営区外で、営区内の測量、撮影等の行為を行い、営区の安全に影響を及ぼす危険のある場合も同じとする（第 3 条）。記者や配信者が営区に入り、撮影等を申請するときは、軍事機関に申請を行い、許可を得た後に行うことができる（第 5 条）。申請者に公務への従事、施設等の施工又は国防等の必要に該当する他の事由があるとき、本条例第 6 条第 1 項に定める行為を行うことを申請できる（第 8 条）。申請書の記載不備、事実でない内容の記載、申請者の身分に対する疑義等がある場合は、申請の全部又は一部を許可しないことができる（第 9 条）。前条の状況のほか、許可された目的又は範囲に該当しない活動等への従事、軍事上の安全に影響を及ぼす危険が認められる等の場合は、第 6 条第 1 項に定める行為の許可を取り消し、営区からの退去を命じることができる（第 10 条）。

(2) 営区の安全検査・強制退去に係る実施規則

全 10 か条から成る。本条例第 7 条に関する次の規定を定める。安全検査及び強制退去等は、適切な方法で行い、必要な程度を超えてはならず、対象者の身体・名誉に配慮しなければならない（第 2 条）。哨戒兵は、営区に入る人や物に対し、安全検査（身分証若しくは申請書の提示要求又は携帯品、車両等の検査）を行うことができる（第 3 条）。安全検査を拒否若しくは回避し、又は検査の結果、軍事機関の管理規定に該当しない者には、哨戒兵は営区への立入りを拒否し、理由を告知しなければならない。拒否された者が、営区への人や物の出入り、警備に影響を及ぼす等の状況がある場合、哨戒兵は、直ちに制止し、強制的に退去させることができる（第 4 条）。営区を出る人や物に安全検査を実施でき、検査を拒否する者には応じるよう命じ、従わない者には強制的に検査を実施できる（第 5 条）。営区の指揮官は、正当な理由なく侵入した者を制止しなければならない。安全検査の実施、書面記録の作成、証拠保全等を行うことができる（第 6 条）。安全検査、強制退去等を不服とする者は、異議を述べることができ、実施者が異議を認めたときは、措置を停止し、又は変更しなければならない（第 9 条）。

(3) 営区の安全拘束に係る実施規則

全 12 か条から成る。本条例第 8 条に関する次の規定を定める。拘束は、違法行為の発生阻止等のため、軍事機関の成員が、営区の安全上の必要に基づき行うことができる（第 2 条）ものであり、被拘束者の身体を實力で拘束し、適切な場所に隔離等を行うことをいう（第 3 条）。拘束の実施者は、被拘束者の身体及び携帯品を検査することができ、（拘束の事実を）直ちに営区の指揮官に報告し（第 4 条）、検査により発見した物品は、法に従い没収し（第 5 条）、拘束の理由を被拘束者本人又はその親族に通知しなければならない（第 6 条）。被拘束者の隔離等は、拘束後 24 時間を超えてはならない（第 7 条）。軍事機関は、拘束実施場所に記録簿を配置し、被拘束者の情報を記録し、5 年以上保存しなければならない（第 8 条）。そのほか、被拘束者による異議（第 9 条）等に関する規定が定められた。